

平成31年度鹿児島大学大学院医歯学総合研究科
医科学専攻修士課程学生募集要項

1. 専攻及び募集人員

専攻(コース)	選抜区分	募集人員
医科学専攻 (先端バイオサイエンスコース) (高度メディカル専門職コース) ※各コースの概要は10頁を参照 願います	一般選抜	10人 ※募集人員には、社会人特別選抜及び 外国人留学生特別選抜の若干人を含 む。なお、募集人員はコース毎には分 けず、2コース合わせた募集とする。
	社会人特別選抜	
	外国人留学生特別選抜	

2. 出願資格

(1) 出願資格

次の各号の**いずれかに該当**する者とします。

- ① 大学を卒業した者又は平成31年3月末までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者又は平成31年3月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は平成31年3月末までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は平成31年3月末までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は平成31年3月末までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は平成31年3月末までに授与される見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成31年3月末までに修了見込みの者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- ⑨ 平成31年3月末現在で大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者
- ⑩ 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、22歳に達したもの又は平成31年3月末までに22歳に達するもの(学校教育法施行規則第155条第1項第8号)

出願資格⑨、⑩により出願する場合は、事前に審査を行う必要がありますので、あらかじめ学務課医歯学大学院係まで照会のうえ、次の要領のとおり書類を送付してください。

出 願 資 格 審 査 要 領	
提 出 期 限	平成30年 8月 7日(火) 16時締切
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・出願資格認定申請書（本要項とじこみ） ・最終学校の成績証明書 ・最終学校の卒業（見込）証明書 ・在職証明書（該当者のみ、従事した職務及び期間が明記されたもの） ・審査結果通知用返信封筒（長形3号・切手362円分貼付すること） ・出身学校の規定等〔卒業要件（在学期間、授業科目、単位数）の記載されたもの及び卒業に必要な授業科目の授業内容が記載されたもの（シラバス等）〕 <p>出願資格⑩により出願する場合は次の書類も提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究歴や技術的・専門的職業についての職歴を有する場合、その期間及び従事した研究や職務の内容を証明するもの（様式任意、所属した機関の長が作成したものに限り。） <p>提出書類について不明な点がある場合は、必ず学務課医歯学大学院係に照会すること。</p>
審 査 方 法	書類審査により実施します。
審査結果の発表	出願期間開始前までに出願資格審査結果通知書を送付します。出願資格を認定された者は、出願手続きをしてください。
書 類 送 付 先 及 び 問 合 せ 先	<p>鹿児島大学 医歯学総合研究科等学務課医歯学大学院係</p> <p>〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号</p> <p>TEL 099-275-5120</p>

※ 出願資格に関する注意事項

- ① 社会人特別選抜に出願できる者は、「大学を卒業した者（本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を含む。）で、入学時において教育研究機関、官公庁、企業等において現に職を有し、入学後もその身分を継続する者」とします。
- ② 外国人留学生特別選抜に出願できる者は、「外国籍を有する者」とします。
- ③ **出願資格について不明な点は、平成30年7月31日(火)までに学務課医歯学大学院係（電話：099-275-5120）へお問い合わせください。**